

○安芸高田「元気なまちづくり」支援協議会規約

(名称等)

第1条 この会は、安芸高田「元気なまちづくり」支援協議会（以下「協議会」という。）

という。

2 協議会の印章は次のとおりとする。

(原寸大)



(目的)

第2条 協議会は、安芸高田市内の会員相互の連携を図りながら地域づくり活動に関する情報の収集及び提供を行うとともに、地域づくり関係団体等相互の交流を促進して安芸高田市内の主体的な地域づくりの取組を推進する。

(事業)

第3条 協議会は、その目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 地域づくり活動の交流促進に関する事業
- (2) 地域づくりに関する情報提供
- (3) その他地域づくりの推進上必要な事業

(構成)

第4条 協議会は、次の団体で構成する。

- (1) (株)こうだ21
- (2) 安芸高田市
- (3) (株)広島銀行吉田支店

(役員)

第5条 協議会には、次の役員を置く。

- (1) 会長1名
 - (2) 副会長2名
 - (3) 監事1名
 - (4) 事務局長1名
 - (5) 理事若干名
- 2 会長及び副会長は、構成団体から選出する。
- 3 監事及び事務局長は、役員会で選任する。
- 4 理事は、役員会で選任する。
- 5 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 補欠による役員任期は、前項の規定にかかわらず前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第6条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 監事は、会計の監査にあたる。
- (4) 事務局長は、事務局を統括する。
- (5) 理事は、協議会の運営などに関することを企画立案する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、(株)こうだ21の事務所に置く。

(会議)

第8条 協議会の会議は、役員会並びに理事会及び総会とする。

2 役員会は構成団体で構成し、総会は全役員で構成する。

3 理事会は、理事及び事務局長で構成する。

(総会の議決事項)

第9条 次に掲げる事項は、総会の承認を経なければならない。

- (1) 事業計画
- (2) 予算及び決算
- (3) 規約の変更
- (4) その他協議会の運営に必要な重要事項

2 理事会は、事業の円滑な執行と協議会の運営に資するため適宜開催する。

(会議の招集)

第10条 会議は会長が招集し議長となる。ただし、会長に事故あるときは副会長2人が協議し連名で招集する。副会長2名の内1人が議長となる。

(会議の定足数)

第11条 会議は構成員の2分の1以上の出席により成立する。

(会議の議決)

第12条 会議の議決は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(会計)

第13条 協議会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
但し、平成28年度は7月6日から始まる。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規約は、平成28年7月6日から施行する。